

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和2年4月 東彼杵町教育委員会

令和2年8月 改訂

令和3年2月 改訂

1. 対象施設・・・町立小・中学校及び町学校給食センター

2. 感染症対策

(1)基本的な感染症対策(手洗いや咳エチケットなど)を徹底する

(2)保護者と以下の事項について連携を図る

①十分な休養、睡眠時間の確保など規則正しい生活

②体調管理の徹底

③登校前の検温

④外出時の注意喚起

(3)教室等は適宜換気し、温度や湿度の管理を徹底する

(4)学校行事などで多くの児童生徒が閉鎖的空間にあつまる場合は、適宜換気を行い、会場にアルコール消毒液を設置することと併せて、内容を縮小するなど時間短縮を図る。

(5)児童生徒の健康観察を徹底する

3. 学校臨時休業等の判断基準及び対応方針(但し、保健所の判断、指導があった場合はこの限りではない。)

(1)基本的な考え方

①原則として、児童生徒等または教職員等の学校教育関係者が感染者や濃厚接触者(※1)となった場合には、感染拡大の状況を踏まえ、保健所や校医等関係機関の指導の下、2週間の隔離及びPCR検査の結果を踏まえ感染がないと明確に明らかになった後に登校できることとします。接触者については、感染対策を行ったうえで通常の生活を送るようになっていますが、保健所等と連絡を取り合い、その指示に従って対応することとします。

②また、該当校単位で臨時休業等の実施を判断します。

③感染者が判明した場合や濃厚接触者やPCR検査対象となった場合は、町教育委員会に報告することとします。町教育委員会は、県教育委員会に電話及び文書で、また文部科学省へはWebシステムにより報告を行います。

(2)対応フロー図

ケース	対 応	登校の目安
1 本人が感染	本人 出席(勤)停止 在籍学級 保健所・学校医と相談し、学級閉鎖等の判断をする。 学校 保健所の調査に協力し、指示に応じる。また、保健所・学校医と相談し、当該生徒の学校内における態様や地域の感染拡大の状況を確認し、必要な措置を講ずる。	・治癒(※2)の確認並びに PCR 検査で陰性が確認され、保健所により感染の可能性がなくなったと判断された時点(※3)
2 同居家族が感染	本人 出席(勤)停止 → 本人が検査で陽性 → ケース1へ 本人が検査で陰性 → 指示期間終了後(2週間後)登校 ※期間:最後に感染者と接触した日の翌日から2週間	・指示期間終了後(2週間後)登校
3 本人が濃厚接触者	本人 出席(勤)停止 → 本人が検査で陽性 → ケース1へ 本人が検査で陰性 → 指示期間終了後(2週間後)登校 ※期間:最後に感染者と接触した日の翌日から2週間	・指示期間終了後(2週間後)登校
4 同居家族が濃厚接触者	本人 出席(勤)停止 → 家族が陽性 → ケース2へ 家族が陰性 → 登校 ※ただし、感染の可能性等、保護者からの申し出により合理的な理由があると校長が判断した場合には、出席停止。 ※期間:最後に感染者と接触した日の翌日から2週間	・登校 ・指示期間終了後(2週間後)登校
5 本人に発熱等の風邪症状がある	本人 出席(勤)停止 → 高熱・呼吸器症状等が続く ↓ かかりつけ医・相談センターに相談	・症状が快癒 ・感染がないことが判明
6 (対策レベル2・3) ・同居家族に発熱等の風邪症状がある	本人 出席(勤)停止 → 家族の症状が快癒 ・感染がないことが判明	・家族の症状が快癒 ・感染がないことが判明

※1:新型コロナウイルス感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間(発症 2 日前から入院等をした日まで)に接触のあった方々について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調査(積極的疫学調査)を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断します。

※2:発熱や呼吸器症状が消失し、鼻腔や気管などからウイルスを検出できなくなった状況を「治癒」と判断しています。

※3:医療機関に入院した場合の退院基準

1. 症状がある方の場合

(1)発熱等の症状が出現してから 10 日間が経過し、かつ、発熱などの症状が軽快してから、72 時間が経過すれば、PCR 等検査(※)を経ずに退院が可能です。

(2)また、10 日間が経過していない場合でも、症状が軽快して 24 時間後に PCR 等検査を実施(1回目)し、陰性が

確認されたら、1回目の検体採取後 24 時間後に再度 PCR 等検査を行い(2回目)、2回連続で陰性が確認された場合にも退院が可能です。

なお、(2)の PCR 等検査で陽性が確認された場合は、再度 PCR 等検査を2回行います。

2. 症状のない方(無症状病原体保有者)の場合

(1)検査のための検体をとった日から 10 日間を経過すれば、PCR 等検査を経ずに退院が可能です。

(2)検査のための検体をとった日から6日間が経過し、PCR 等検査を実施(1回目)し、陰性が確認されたら、1回目の検体採取後 24 時間後に再度 PCR 等検査を行い(2回目)、2回連続で陰性が確認された場合にも退院が可能です。

なお、(2)の PCR 等検査で陽性が確認された場合は、再度 PCR 等検査を2回行います。

※退院確認等の検査は、6月 25 日の基準変更により、PCR 検査に加えて抗原定量検査でも実施可能となりました。

○新型コロナウイルス抗原定量検査の取扱いについて(令和2年6月 25 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

【厚生労働省 HP「新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け)」より】